

【年次報告書作成例】

※これはあくまで1つの例示です。
 ※詳しくは申請マニュアル等で確認してください。

様式第11

年次報告書

平成28年5月1日

年次報告日。
 なお、報告の期限は報告基準日の翌日から3か月を経過する日。

富山県知事 殿

県知事名は不要。

郵便番号 〒930-0000
 会社所在地 富山県富山市富山町1丁目1番地
 会社名 富山商工労働株式会社
 電話番号 076-000-0000
 代表者の氏名 代表取締役 富山 継男

**法人
実印**

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第1項の規定により、下記の事項を報告します。

記

1 特別贈与認定中小企業者について

主たる事業内容	精密機械部品の製造
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における資本金の額又は出資の総額	100,000,000 円
贈与報告基準日における資本金の額又は出資の総額	100,000,000 円
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由	—
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における準備金の額	2,500,000 円
贈与報告基準日における準備金の額	2,500,000 円
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由	—
認定年月日及び番号	平成24年12月1日(経支第100号)
贈与報告基準日	平成28年3月15日

複数の事業を行っている場合でも、主たる事業を記載。
 特に、中小企業者の定義において、製造業その他/卸売業/小売業/サービス業などが判別できるように記載する。

準備金は、資本準備金と利益準備金の合計額を記載する。

認定書右上に記載の番号。
 認定年月日は認定書の右上下段、番号は上段に記載。

贈与報告基準日とは、贈与税申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日(応当日)。
 この例の場合、贈与税申告期限が平成25年3月15日だったため、第3回年次報告における相続報告基準日は平成28年3月15日となる。

贈与報告基準日における常時使用する従業員の数	(a)+(b)+(c)-(d)	97人
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	95人
70歳以上75歳未満である健康保険の被保険者の数(*1)	(b)	5人
70歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c)	0人
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)	3人

各贈与報告基準日における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人数	1回目	(平成26年3月15日)	(イ)	95人
	2回目	(平成27年3月15日)	(ロ)	99人
	3回目	(平成28年3月15日)	(ハ)	97人
	4回目	(年月日)	(ニ)	人
	5回目	(年月日)	(ホ)	人
	5年平均人数			((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ))/5

贈与報告基準期間における代表者の氏名	平成27年3月16日から平成28年3月15日まで	富山 継男
	年月日から年月日まで	
	年月日から年月日まで	

贈与報告基準事業年度（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）における特定資産等に係る明細表

種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分（(*2)を除く。）		(1) 10,000,000円	(12) 0円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*2)	事業実態要件を満たすことにより、資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しないとする場合（円滑化法施行規則第6条第2項）には、黄色の欄は記載不要。報告基準事業年度となる期間のみ記載する。	(2) 0円	(13) 0円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの		(3)	(14)
	X社 20,000株		2,000,000円	90,000円
	B投資信託		1,000,000円	10,000円
	F社 10株		3,000,000円	0円

贈与報告基準期間とは、前年の贈与報告基準日（第1回年次報告においては贈与認定申請基準日）の翌日から当該贈与報告基準日までの期間。

(a)欄には、厚生年金保険に加入している人数を記載する。
 (b)欄には、厚生年金の加入対象外で健康保険のみに加入している人数（例：70歳以上の従業員または役員）を記載する。
 (c)欄には、社会保険加入対象外の常時使用する従業員数（例：75歳以上の従業員）を記載する。
 (d)欄は、(a)(b)でカウントした方のうち役員（株式会社の場合、取締役、会計参与及び監査役）の数を記載する。
 なお、平均的な従業員と比較して労働時間数が3/4に満たない短時間労働者は従業員数に含めない。

過去の年次報告基準日における従業員数を記載する。5年平均人数の欄は、最後（5回目）の年次報告の際のみ記載（1～4回目の報告時は、空欄のままでよい）。

贈与報告基準事業年度とは、以下①～③に該当するすべての事業年度。
 ①前年の贈与報告基準日（第1回目の年次報告においては、贈与認定申請基準日）の翌日の属する事業年度。
 ②当該贈与報告基準日の翌日からみて直前の事業年度。
 ③①と②の間の各事業年度
 このケースでは、平成27年6月期が該当。
 ※贈与報告基準事業年度が複数ある場合は、特定資産明細表を挿入し、2期目以降の内容について作成する必要あり。

有価証券とは、金融商品取引法第2条第1項の有価証券及び同条第2項のみなし有価証券が該当する。
 内容欄には、特別贈与認定中小企業者の資産のうち上記に該当するものすべてを銘柄ごとに分けて数量などを記載。
 帳簿価格欄は、それぞれについて期末簿価で金額を記載する。
 運用収入欄は、期中に受け取った配当金や分配金などのほか、期中に売却があった場合はその「対価（売却損益ではない）」も含む。

不動産	現に自ら使用しているもの	富山市富山町1丁目1番地の土地600㎡のうち3分の2部分		(4)	100,000,000 円	(15)	0 円
		同上所在の建物のうち1階部分	自己使用(本社事務所)		4,800,000 円		0 円
		上記に係る建物付属設備(電気工事)			480,000 円		0 円
		富山市売薬町4-6所在の借地権			120,000,000 円		
		同上所在の建物	自己使用(従業員宿舎)		28,000,000 円		6,000,000 円
		上記に係る建物付属設備(電気工事)			950,000 円		
不動産	現に自ら使用していないもの	富山市富山町1丁目1番地の土地600㎡のうち3分の1部分		(5)	50,000,000 円	(16)	
		上記所在の建物のうち2階部分	第三者に賃貸(富山商労物流(株)本社及び役員住宅)		2,400,000 円		360,000 円
		上記に係る建物付属設備(電気工事)			240,000 円		
		高岡市鋳物町海岸通1-1所在の建物	遊休物件		0 円		40,000,000 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6)	0 円	(17)	0 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの	Cゴルフクラブ会員権	投資目的		3,000,000 円		0 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的としない有するもの	Dリゾート利用権	遊休資産		0 円		100,000 円
	事業の用に供することを目的として有するもの			(8)	0 円	(19)	0 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(9)	0 円	(20)	3,000,000 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの	絵画E	観賞用		0 円		

不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の付属設備及び建物と同一視できる構築物が該当する。

内容欄には、特別贈与認定中小企業者の資産のうち上記に該当するもの全てを、所在、面積及び種別が判るように具体的に記載。

利用状況欄には、特別贈与認定中小企業者が事業用として使用しているか否かが判るように記載する。

(自ら使用の例：本社、支店、工場、従業員宿舎、資材置場 など)

自ら使用ではない例：販売用土地、賃貸マンション、役員住宅、遊休地 など)

帳簿価格欄には、それぞれについて期末簿価で金額を記載する。

運用収入欄には、期中の賃貸料収入等のほか、期中に売却があった際には、その売却対価(簿価との差引結果を示す売却損益ではない)も含まれる。

同一の土地・建物の中に自社利用している部分とそうでない部分がある場合は、床面積など合理的な方法によって按分して記載する。

この記載例では、富山市所在の不動産について、1階を自ら使用し、2階を関係会社及び役員に賃貸しているため、同一不動産を床面積割合に応じ按分し、自ら使用欄と自ら使用していない欄とに分けて記載してある。

ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利において、事業の用に供する目的の者には、例えばゴルフ会員権販売事業者が保有する在庫などが該当する。

絵画、彫刻、工芸品その他の文化的所産である動産、貴金属、宝石において、事業の用に供する目的のものには、例えば宝石販売事業者や画廊が保有する在庫などが該当する。

なお、この例では期中に絵画を売却している。

現預金その他これらに類する資産とは、報告会社の資産のうち現金や各種預貯金ばかりでなく、保険積立金など、これらと同視しうる積立金なども該当する。

現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	現金	(10)	100,000,000 円	(21)	0 円	
		当座預金		200,000,000 円		0 円	
		定期積金		50,000,000 円		10,000 円	
		保険積立金		8,000,000 円		5,000 円	
	経営承継贈与人及び当該経営承継贈与人に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	短期貸付金	富山継男に対する短期貸付金	(11)	5,000,000 円	(22)	0 円
		未収金	富山商労物流(株)に対する未収金		40,000,000 円		0 円
				(23)=(2)+(3)+(5)+(7) +(9)+(10)+(11)	464,640,000 円		
				(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22)	43,575,000 円		
特定資産の帳簿価額の合計額		特定資産の運用収入の合計額					
資産の帳簿価額の総額		総収入金額					
贈与報告基準事業年度終了の日以前の5年間（贈与の開始の日前の期間を除く。）に経営承継贈与人及び当該経営承継贈与人に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等			(27)	0 円	
		損金不算入となる給与			(28)	0 円	
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合		特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合			(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28))	46.4 %	
				(30)=(25)/(26)	8.7 %		
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無			有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
(*3)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）		住所（会社所在地）				
	—		—				
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）			150,000,000 円				

貸付金及び未収金その他これらに類する資産とは、報告会社の資産（債権）のうち、経営承継受贈者及びその同族関係者に対する預け金や差入保証金、立替金なども該当する。

資産の帳簿価格の総額欄には、貸借対照表の資産の部の合計額（貸倒引当金などを計上している場合は引当て前の金額）を記載する。

総収入金額欄は、損益計算書の売上高+営業外収益+特別利益の合計額を記載する。ただし、期中に固定資産や有価証券等の売却がある場合は、損益に関わらず売却対価に直してから金額を加算し、当該年度の総収入金額とする。

剰余金の配当欄には、該当期間中に経営承継受贈者及びその同族関係者に対して剰余金や利益の配当をした場合に、その合計金額を記載する。損金不算入給与欄には、当該期間中に経営承継受贈者及びその同族関係者に対して支払われた給与のうち、法人税法第34条及び第36条の規定により損金の額に算入されない金額があった場合に、その合計金額を記載する。

総収入金額から、会社計算規則第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いた金額を記載する。

2 経営承継贈与人について

贈与報告基準日における総株主等議決権数	(a)	1,000 個	
氏名	富山 継男		
住所	富山市越中町3丁目3番地		
贈与報告基準日における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c)	875 個	
	((b)+(c))/(a)	80.0 %	
贈与報告基準日における保有議決権数及びその割合	(b)	700 個	
	(b)/(a)	70.0 %	
租税特別措置法第70条の7の2第1項の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1)		567 個	
(*1)のうち贈与報告基準日までに譲渡した数		0 個	
贈与報告基準日における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
	富山 妻子	富山市越中町3丁目3番地	(c) 100 個 (c)/(a) 10.0 %
	北陸 娘子	魚津市蜷気楼町7丁目7番地	(c) 25 個 (c)/(a) 2.5 %
	富山商労物流(株)	富山市富山町1丁目1番地	(c) 50 個 (c)/(a) 5.0 %

報告会社が発行する株式総数に係る議決権の数を記載する。
自己株式や完全に議決権のない種類株式などは含まない。

報告基準日に経営承継受贈者が保有していた議決権数を記載。

納税猶予対象株式に係る議決権数を記載する。

納税猶予の適用を受けている株式を経営承継受贈者が手放した場合に記載する。

報告会社の議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加して各々記載。

3 贈与報告基準期間中における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名	富山商労物流株式会社		
会社所在地	富山市富山町1丁目1番地		
主たる事業内容	運送業		
資本金の額又は出資の総額	50,000,000 円		
総株主等議決権数	(a)	1,000 個	
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
	富山 継男	富山市越中町3丁目3番地	(b) 800 個 (b)/(a) 80.0 %
	富山商工労働(株)	富山県富山市富山町1丁目1番地	(b) 200 個 (b)/(a) 20.0 %

報告基準期間中における特別子会社が複数ある場合は、表を追加してそれぞれ記載する。
なお、特別子会社とは、報告会社と経営承継受贈者、その同族関係者が保有する議決権を合計すると総議決権数の過半数に達する会社を指し、いわゆる「子会社」とは定義が異なるので注意。

特定特別子会社は、特別子会社のうち、その議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする者」に限定されたもの。

4 贈与者が経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る贈与をする前に、認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

氏名	施行規則第7条第4項に基づく認定日	左記認定番号	左記認定を受けた株式数
特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。 (当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。)			

本欄は、該当がない場合には空欄のままよい。

作成した年次報告書に、以下の添付書類を添付して報告する。

【 添 付 書 類 一 覧 】

番号	書 類	確認
0	年次報告書の写し	
1	贈与報告基準日時点における特別贈与認定中小企業者の定款の写し	
2	特別贈与認定中小企業者の登記事項証明書	
3	贈与報告基準日における特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し	
4	贈与報告基準日における従業員数証明書	
5※	ケース① 贈与報告基準事業年度の決算関係書類等	
	ケース② 事業実態要件を満たすことを証する書類	
6	特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書	
7	特別子会社に関する誓約書	
8	その他 年次報告の確認の参考となる書類等	

※添付書類5は、ケース①もしくは②のうち、該当するものを提出してください。

各添付書類の作成例や注意事項については、以下のページに記載しています。

【年次報告書 添付書類の作成例】

＜添付書類0＞年次報告書の写し

- ・法人実印を押印したものの写し。
- ・確認書は、この年次報告書(様式第 11)の写しと袋綴じにして交付します。年次報告書記載に当たって、例えば特定資産明細表等の記載について別紙を参照させるときは、その「別紙」の写しも必要となります。

＜添付書類1＞贈与報告基準日時点における特別贈与認定中小企業者の定款の写し

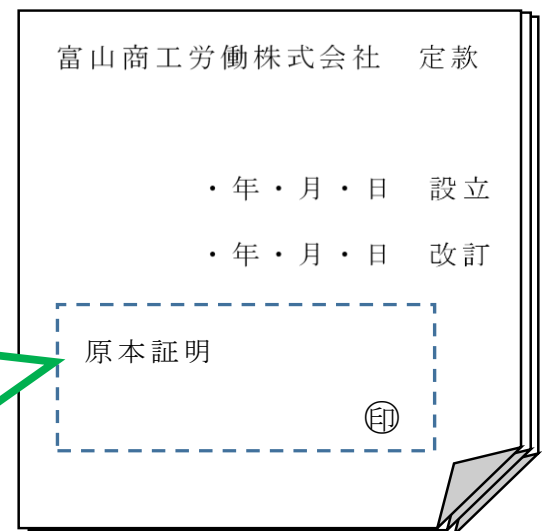
- ・会社に保存している贈与報告基準日において有効な定款の写しを添付してください。
- ・この写しに、年次報告日付けで原本証明をしてください。

[注意]定款のみなし変更事項など定款条文を改訂していない場合は、その変更事項を記載した書類も必要となります。

＜原本証明の例＞

この写しは、贈与報告基準日(平成28年3月15日)における当社定款の原本と相違ないことを証明します。
平成28年5月1日

富山商工労働株式会社
代表取締役 富山 継男



＜添付書類2＞特別贈与認定中小企業者の登記事項証明書

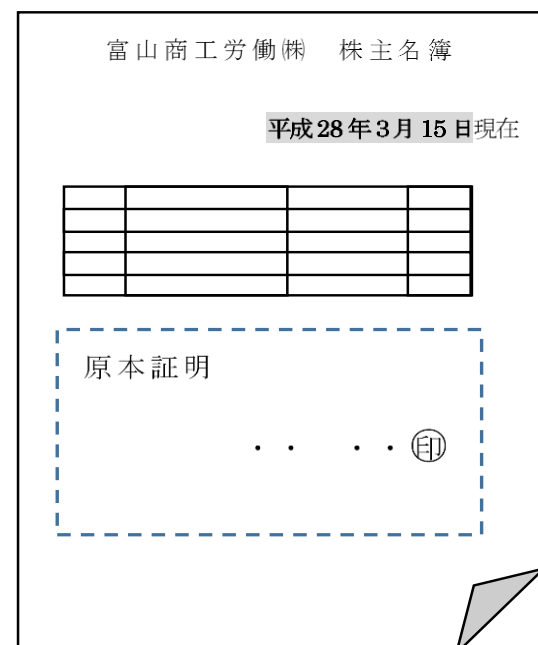
- ・特別贈与認定中小企業者の登記簿謄本を添付してください。

[注意]贈与報告基準日以降に取得したものに限りません。

- ・謄本のコピー不可。
- ・経営承継受贈者が贈与報告基準日まで代表者に就任していたことがわかるもの。

＜添付書類3＞贈与報告基準日における特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し

- ・会社に保存している贈与報告基準日の株主名簿の写しを添付してください。
- ・この写しに、年次報告日付けで原本証明をしてください。
- ・持分会社の場合は、＜添付書類1＞で添付した定款の写しで出資者を確認します。



＜添付書類4＞贈与報告基準日における従業員数証明書

・以下の手順に沿って必要書類を添付してください。

【手順1】まず、贈与報告基準日からみて直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」(当該通知の対象になっていない方に係る「(同)改定通知書」を含む)の写しを添付してください。

事業所ごとに通知を受けている場合はすべての事業所について添付します。

【手順2】次に、上記標準報酬月額決定の手続きをして以降、贈与報告基準日までの間に被保険者の増減があった場合に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しまたは「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」の写しを、時系列にそろえて全て添付してください。

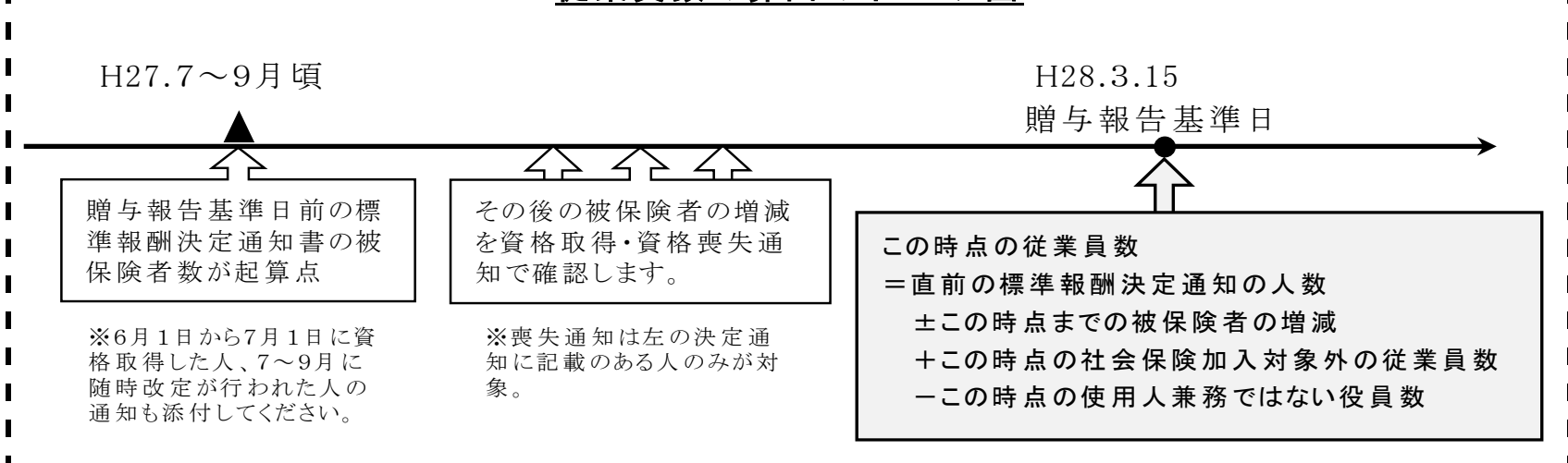
【手順3】手順1及び手順2で揃えた各通知書に記載された方のうち、特別贈与認定中小企業者の役員については、その旨がわかるマークなどを付記してください。(例：役員→**役** 使用人兼務役員→**使**)

【手順4】厚生年金保険または健康保険のいずれにも加入対象となっていない従業員(例：75歳以上の従業員)がいる場合には、その方に関する雇用契約書(2月を超える雇用であること及び正社員並みの雇用形態であることがわかるもの)及び給与明細書(贈与報告基準日前後のもの)の写しを添付してください。

【手順5】厚生年金保険または健康保険の加入対象者に使用人兼務役員がいる場合は、使用人としての職制上の地位がわかる書類や、雇用保険に加入していることがわかる書類などを添付してください。

【手順6】手順1～5の作業によって明らかになった、贈与報告基準日における常時使用する従業員の数を明記した書類(様式自由)を表紙に添付してください。

従業員数の算出のイメージ図



作成イメージ

従業員数証明書	
富山県知事 殿	平成 28 年 5 月 1 日
	富山商工労働株式会社 代表取締役 富山 継男 法人実印
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 1 項の規定による報告をするにあたり、別添のとおり、贈与報告基準日（平成 28 年 3 月 15 日）における当社従業員数は 97 人であることを証明します。	

＜添付書類5ケース①＞贈与報告基準事業年度の決算関係書類等

[注意]ここでは、資産保有型会社に該当しない要件(総資産に占める特定資産の割合が70%未満)または資産運用型会社に該当しない要件(年度総収入金額に占める特定資産運用収入の割合が75%未満)のすべてを満たしている特別贈与認定中小企業者について添付書類の例示をしています。よって、事業実態要件(施行規則第6条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしている場合)を満たすことで年次報告を行う場合は、次の＜添付書類5ケース②＞をご覧ください。

・贈与報告基準事業年度(当該基準年度が複数ある場合は各期)に関する決算関係書類などを添付してください(以下は株式会社の場合)。

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表
- 事業報告書(法人事業概況説明書でも可)
- 減価償却明細表(固定資産台帳)
- 勘定科目内訳書
- 法人税申告書別表4

・また、年次報告書に記入した特定資産明細表を裏付ける書類として、ケースに応じて以下の書類も添付してください。※県では、特定資産に関する審査において、年次報告書に記載した特定資産明細表のうち「特定資産ではないもの(二重枠線の外側のもの)」を中心に審査をしています。

《特定資産明細表の有価証券の項目において「特別子会社の株式または持分(*2を除く)」欄に記入をした場合》

- 当該事業年度末日現在における当該特別子会社の株主名簿の写し(原本証明付)
- 当該事業年度末日以降の履歴記載のある登記事項証明書
- 当該事業年度末日の翌日からみて直前の当該特別子会社の事業年度に関する特定資産明細表(年次報告書の特定資産明細表を参考にして作成してください)及び決算関係書類等(＜添付書類5ケース①＞)で掲げた必要書類に準じます。)、または＜添付書類5ケース②＞で掲げた必要書類に準じた書類

[注意]特別子会社の特定資産明細表の有価証券の項目において、当該特別子会社の特別子会社の株式又は持分がある場合は、当該株式または持分はいかなる場合でも特定資産には該当しません。

《特定資産明細表の不動産の項目において「現に自ら使用しているもの」欄に記入をした場合》

- 当該不動産を自ら使用していることがわかる書類(会社パンフレット、所在地等が確認できる外観写真、地図など)

《特定資産明細表の不動産の項目において、ひとつの物件を「現に自ら使用しているもの」欄と「現に自ら使用していないもの」欄とに按分して記入した場合》

- 当該不動産の一部に関する賃貸借契約書
- 合理的な按分を行ったことがわかる書類(建物図面、按分計算書(任意様式)など)

《期中に資産(有価証券、固定資産)の売却があった場合》

- 当該資産の譲渡価格がわかる書類(領収書、総勘定元帳など)

＜添付書類5ケース②＞事業実態要件を満たすことを証する書類

※ここでは、資産保有型会社または資産運用型会社に該当しているか否かに関わらず、事業実態要件（施行規則第6条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしている場合）を満たすことで年次報告を行う場合における添付書類の説明をします。

なお、この要件を満たすことによって年次報告を行う場合、特定資産明細表への記載は省略することが可能になっています（平成29年4月1日より）。


・施行規則第6条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしている場合には、＜添付書類5ケース①＞で掲げた贈与報告基準事業年度（当該基準年度が複数ある場合は各期）に関する決算関係書類などに加え、以下の書類を添付してください。

- 本社、事業所、工場など従業員が勤務するための物件を所有または賃借していることがわかる書類（所有の場合：当該不動産に係る登記事項証明書、賃借の場合：賃貸借契約書 など）
- 商品販売、資産貸付、役務提供などの業務を贈与報告基準期間中に行っていることがわかる書類（売買契約書、請負契約書、賃貸借契約書など。一つの業務（契約）が贈与報告基準期間中にわたっていない場合は、複数の業務（契約）を組み合わせることで贈与報告基準期間中継続的に業務があったことを示してもよい。）
- 従業員が5人いることがわかる書類（贈与報告基準日時点だけでなく、贈与報告基準期間において継続して当該要件を満たしていることが必要です。
そのため、贈与報告基準日における従業員数証明書の必要書類として添付した＜添付書類4＞の“贈与報告基準日からみて直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」”以前に、贈与報告基準期間において「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」または「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」を受けている場合には、＜添付書類5ケース②＞として同通知書の写しを添付してください。
上記のケースに該当しない場合には＜添付書類4＞で当該要件を確認します。）

＜添付書類6＞特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

・特別贈与認定中小企業者が年次報告日に作成・発行した誓約書を添付してください。（様式自由）

作成イメージ


誓約書	
富山県知事 殿	平成 28 年 5 月 1 日
	富山商工労働株式会社 代表取締役 富山 継男 
<p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第1項の規定による報告をするにあたり、当社は、贈与報告基準期間において、同法施行規則で規定する上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。</p>	
<p>[作成のポイント] ○特別贈与認定中小企業者が誓約すること ○施行規則第9条第2項第11号の認定取消事由に該当しないことがわかること</p>	

<添付書類7>特別子会社に関する誓約書

- ・特別贈与認定中小企業者が年次報告日に作成・発行した誓約書を添付してください。(様式自由)
- ※なお、添付する特別子会社に関して誓約する内容は特別贈与認定中小企業者のケースに応じて異なります。


作成イメージ①

特別子会社がある場合

誓約書	
富山県知事 殿	平成 28 年 5 月 1 日
	富山商工労働株式会社 代表取締役 富山 継男 
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 1 項の規定による報告をするにあたり、贈与報告基準期間において、下記に掲げる当社の特別子会社が同法施行規則で規定する風俗営業会社に該当しないことを誓約します。	
記	
富山商労働株式会社 (富山市富山町 1 丁目 1 番地) TOYAMA Co.Ltd. (1-1 central street...USA)	
[作成のポイント] <ul style="list-style-type: none">○特別贈与認定中小企業者が誓約すること○施行規則第9条第2項第15号の認定取消事由に該当しないことがわかること○特別子会社が複数ある場合でも、要件を満たしていることについて1枚の誓約書にまとめて記載して構わない	

作成イメージ②

特別子会社が無い場合

誓約書	
富山県知事 殿	平成 28 年 5 月 1 日
	富山商工労働株式会社 代表取締役 富山 継男 
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 1 項の規定による報告をするにあたり、贈与報告基準期間において、当社には同法施行規則で規定する特別子会社がないことを誓約します。	

<添付書類8>その他年次報告の参考となる書類

- ・<添付書類1>から<添付書類7>までに掲げた添付書類の一部は、この「確認の参考となる書類」として頂くものも含めて解説しています。
- ・年次報告の内容に応じ、これら以外で審査のために必要な書類を提出していただく場合があります。

※郵送により提出いただく場合には、記載内容についての問い合わせ先の電話番号及びご担当者様のお名前を記したもの(送付状、名刺等)を必ず同封して下さい。また、確認書の送付先として特別贈与認定中小企業者の代表者以外を希望する場合、送付先の住所・宛名等を明確に記載した書類も添付してください(返信用封筒、切手は不要)。